平成２１年（フ）第１１７号
愛媛県西条市古川甲337番地３
債務者　有光　修二
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１２２号
愛媛県新居浜市桜木町７番29号
債務者　武方　　功
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９５号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字上鍵山141番地
債務者　岩本　一男
１　決定年月日時　平成21年７月14日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１０４号
愛媛県宇和島市柿原甲1373番地２　コーポロビン102号
債務者　岩木よしみ
１　決定年月日時　平成21年７月14日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１４４号
福岡県久留米市三潴町田川1966番地３
債務者　松永　芳子
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２６７号
福岡県久留米市東和町２―11　西日本産業第６ビル403号室、住民票上の住所福岡県久留米市三潴町福光420番地　福光団地198号
債務者　阿世賀いづみ
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第１９３号
福岡県田川市大字奈良1529番地８
債務者　安藤　静香（旧姓横山）
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２６０号
宮崎市恒久３丁目20番地14　宇田ハイツ301号
債務者　河野　志保（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２１１号
宮崎県都城市立野町９号５番地４
債務者　金丸　孝一
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第９２号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町17番24号　２Ｆ
債務者　碇山　智広
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第９３号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋229番地１
債務者　武下　博勝
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１９０号
沖縄県浦添市牧港２丁目51番２号
債務者　安村　里美
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第５６５号
秋田市新屋船場町３番38号、前住所秋田市茨島７丁目２番20号
債務者　油木　隆男
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６４号
秋田市土崎港南２丁目４番８号
債務者　棚橋　昭文
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５号
秋田市土崎港中央１丁目20番22号
債務者　布施　律子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７４号
秋田市土崎港相染町字沖谷地21番地１　ユートピアＢ304
債務者　菅原みどり
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立1890番地
債務者　渡邊　幸子
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
長野市上松４丁目41番27号セジュール湯谷Ｂ105
債務者　小林　光義
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係